

質問及び回答（札幌市中央卸売市場で使用する電力）

平成 30 年 7 月 13 日

- 1 指定の内訳書では常用線・予備線の個別の単価が分からぬ作りとなつてゐる為、添付のような様式にて提出することは可能でしょうか。

(回 答)

契約単価積算内訳書については、指定の様式をお使い願います。

- 2 電気需給契約の内容は多岐にわたるため、弊社が落札をさせて頂いた際は、契約書にない細目的事項に関しては弊社の適用する電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。また、その旨を契約書に記載させていただくことは可能でしょうか。不可能な場合、協議書等に記載し締結させて頂く事は可能でしょうか。

(回 答)

明白な瑕疵が認められる場合を除いて契約書の内容を変更することはできませんが、契約書に定められていない事項については、必要に応じて協議を行い、協議書等を締結することは可能です。

- 3 契約保証金の免除規定である札幌市契約規則第 25 条の(3)に「ほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し」とありますが、具体的には何回以上締結していれば契約保証金が免除になるのかご教示下さい。

(回 答)

原則として 2 回以上です。

- 4 燃料費調整 3 にて「燃料調整費単価をあらかじめ委託者に通知するものとする」とございますが、いつまでに、また通知の方法に指定はございますでしょうか。

(回 答)

原則として需給期間の開始前に文書で通知願います。